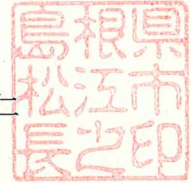


松江市告示第 134 号

松江市建築物省エネ法関係認定実施要綱（平成 28 年松江市告示第 130 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁



次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(趣旨) 第 1 条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。)の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定_____の事務に関し、法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成 28 年国土交通省令第 5 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか必要な事項を定める。 (用語の定義) 第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、法の定めにあるもののほか、次の各号に定めるところによる。 (1) 誘導基準 法第 30 条第 1 項各号に掲げる基準をいう。	(趣旨) 第 1 条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。)の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び建築物のエネルギー消費性能に係る認定の事務に関し、法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成 28 年国土交通省令第 5 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか必要な事項を定める。 (用語の定義) 第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、法の定めにあるもののほか、次の各号に定めるところによる。 (1) 誘導基準 法第 35 条第 1 項各号に掲げる基準をいう。 (2) 省エネ基準 法第 2 条第 1 項第 3 号に掲げる基準をいう。

(2) 登録省エネ判定機関 法第 14 条第 1 項に規定される登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。

(3) 登録住宅性能評価機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 11 年法律第 81 号。以下「住宅品質法」という。)第 5 条第 1 項に規定する機関をいう。

(4) 住宅性能評価 住宅品質法第 5 条 1 項に規定する住宅性能評価をいう。

(5) 住宅型式性能認定 住宅品質法第 31 条第 1 項に規定する住宅型式性能認定をいう。

(6) 住宅型式性能認定書 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成 12 年建設省令第 20 号)第 41 条第 1 項に規定する住宅型式性能認定書をいう。

(事前審査)

第 3 条 法第 29 条第 1 項(第 30 条第 2 項において準用する場合を含む。)による建築物エネルギー消費性能向上計画(以下「計画」という。)の認定若しくは法第 31 条第 1 項の規定による計画の変更の認定(以下「計画認定」という。)

の申請をしようとする者は、当該申請を行う前に、認定を受けようとする計画が、それぞれ誘導基準に適合していることについて、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める機関の技術的審査を受けることができる。

(3) 登録省エネ判定機関 法第 15 条第 1 項に規定される登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。

(4) 登録住宅性能評価機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 11 年法律第 81 号。以下「住宅品質法」という。)第 5 条第 1 項に規定する機関をいう。

(5) 住宅性能評価 住宅品質法第 5 条 1 項に規定する住宅性能評価をいう。

(6) 住宅型式性能認定 住宅品質法第 31 条第 1 項に規定する住宅型式性能認定をいう。

(7) 住宅型式性能認定書 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成 12 年建設省令第 20 号)第 41 条第 1 項に規定する住宅型式性能認定書をいう。

(事前審査)

第 3 条 法第 34 条第 1 項(第 35 条第 2 項において準用する場合を含む。)による建築物エネルギー消費性能向上計画(以下「計画」という。)の認定

(以下「計画認定」という。)又は法第 41 条第 1 項の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定(以下「基準適合認定」という。)の申請をしようとする者は、当該申請を行う前に、認定を受けようとする計画又は建築物が、それぞれ誘導基準又は省エネ基準に適合していることについて、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める機関の技術的審査を受けることができる。

(1)～(3) 略

(市長が必要と認める図書等)

第 4 条 規則第 20 条第 1 項

の規定により市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 略

(2) 住宅性能評価を受けた場合は、住宅品確法第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準(平成 13 年国土交通省告示第 1346 号)に基づく断熱等性能等級 5 及び一次エネルギー消費量等級 6 に適合している場合に限る。)の写し

(3) 略

(1)～(3) 略

(市長が必要と認める図書等)

第 4 条 規則第 23 条第 1 項又は規則第 30 条

第 1 項の規定により市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 計画認定を受けようとする場合

ア 略

イ 住宅性能評価を受けた場合は、住宅品確法第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準(平成 13 年国土交通省告示第 1346 号)に基づく断熱等性能等級 4 及び一次エネルギー消費量等級 5 に適合している場合に限る。)の写し

ウ 略

(2) 基準適合認定を受けようとする場合

ア 第 3 条の規定により登録住宅性能評価機関又は登録省エネ判定機関の技術的審査を受けた場合は、それぞれの機関が交付する省エネ基準に適合することを証する書類の写し

イ 法第 12 条第 3 項に規定する適合判定を受けた場合は、同条第 6 項に規定する適合判定通知書の写し及び建築基準法第 7 条第 5 項、第 7 条の 2 第 5 項又は第 18 条第 18 項に規定する検査済証(以下「検査済証」という。)の写し

ウ 法第 34 条に基づく計画認定を受けた場合は、規則第 25 条第 2 項の通知書の写し及び検査済証の写し

エ 都市の低炭素化の促進に関する法

律(平成 24 年法律第 84 号)第 54 条第 1 項に基づく認定を受けた場合は、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成 24 年国土交通省令第 86 号)第 43 条第 2 項の通知書の写し及び検査済証の写し

オ 住宅性能評価を受けた場合は、住宅性能法第 6 条第 3 項に規定する建設住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級 4 及び一次エネルギー消費量等級 4 又は等級 5 に適合している場合(法の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、日本住宅性能標準基準に基づく一次エネルギー消費量等級 3、等級 4 又は等級 5 に適合していること。))に限る。)
の写し

カ 住宅型式性能認定を受けた場合は、住宅型式性能認定書の写し

キ 型式住宅部分等製造者認証を受けた場合は、型式住宅部分等製造者認証書の写し

(計画の通知)

第 6 条 法第 35 条第 2 項(法第 36 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による建築主事への通知は、計画通知書(様式第 1 号)に建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認の申請書の正本及び副本を添えて行うものとする。

(4) 型式住宅部分等製造者認証を受けた場合は、型式住宅部分等製造者認証書の写し

(計画の通知)

第 6 条 法第 30 条第 2 項(法第 31 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による建築主事への通知は、計画通知書(様式第 1 号)に建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認の申請書の正本及び副本を添えて行うものとする。

2 建築主事は、前項の通知に係る計画が法第 30 条第 4 項(法第 31 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定により準用する建築基準法第 18 条第 3 により建築基準関係規定に適合することを認めたときは、前項の確認の申請書の副本を添えて、確認済証を市長に交付するものとする。

(工事完了等の報告)

第 10 条 略

2 法第 32 条 _____ の規定により市長から認定計画に基づく省エネ建築物の新築等 _____ の状況について報告を求められた建築主は、状況報告書(様式第 6 号)を市長に提出しなければならない。

(改善命令)

第 11 条 市長は、法第 33 条の規定により改善の命令をするときは、改善命令書(様式第 7 号)により行うものとする。

(認定の取消し)

第 12 条 略

2 市長は、法第 34 条 _____ の規定により認定を取り消すときは、認定取消通知書(様式第 9 号)により行うものとする。

(適合証の他に市長が定める図書)

第 13 条 松江市手数料徴収条例(平成 17 年松江市条例第 69 号)第 2 条第 1 項第 64 号の 3 における市長が定めるその他の図書は、第 4 条(1) _____ 及び(2) _____ に掲げる図書とする。

(設計変更)

第 14 条 認定建築主は、当該認定計画の変更

2 建築主事は、前項の通知に係る計画が法第 35 条第 4 項(法第 36 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定により準用する建築基準法第 18 条第 3 により建築基準関係規定に適合することを認めたときは、前項の確認の申請書の副本を添えて、確認済証を市長に交付するものとする。

(工事完了等の報告)

第 10 条 略

2 法第 37 条又は法第 43 条の規定により市長から認定計画に基づく省エネ建築物の新築等又は基準適合認定建築物の状況について報告を求められた建築主は、状況報告書(様式第 6 号)を市長に提出しなければならない。

(改善命令)

第 11 条 市長は、法第 38 条の規定により改善の命令をするときは、改善命令書(様式第 7 号)により行うものとする。

(認定の取消し)

第 12 条 略

2 市長は、法第 39 条又は法第 42 条の規定により認定を取り消すときは、認定取消通知書(様式第 9 号)により行うものとする。

(適合証の他に市長が定める図書)

第 13 条 松江市手数料徴収条例(平成 17 年松江市条例第 69 号)第 2 条第 1 項第 65 号の 3 における市長が定めるその他の図書は、第 4 条(1)ア、イ、及び(2)ア、イ、ウ、エ、オに掲げる図書とする。

(設計変更)

第 14 条 認定建築主は、当該認定計画の変更

(法第 31 条第 1 項の規定により ____ 計画の変更の認定の申請を要するものを除く。)をしようとするときは、設計変更届(様式第 10 号)の正本 1 部及び副本 1 部に、当該変更の内容を示す図書を添えて市長に提出しなければならない。

様式第 1 号(第 6 条関係) (A4)

計画通知書

略

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 30 条第 2 項の規定による申出がありましたので、同法同条第 3 項(法第 31 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定により、当該計画を通知します。

略

様式第 2 号(第 7 条関係) (A4)

取下げ届

略

2 確認の特例

法第 30 条第 2 項の規定による申出の有
無 有 無
略

様式第 3 号(第 8 条関係) (A4)

取りやめる旨の申出書

略

3 確認の特例

法第 30 条第 2 項の規定による申出の有
無 有 無
略

様式第 5 号(第 10 条関係) (A4)

工事を完了した旨の報告書

略

(法第 36 条第 1 項の規定により 認定計画の変更の認定の申請を要するものを除く。)をしようとするときは、設計変更届(様式第 10 号)の正本 1 部及び副本 1 部に、当該変更の内容を示す図書を添えて市長に提出しなければならない。

様式第 1 号(第 6 条関係) (A4)

計画通知書

略

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 35 条第 2 項の規定による申出がありましたので、同法同条第 3 項(法第 36 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定により、当該計画を通知します。

略

様式第 2 号(第 7 条関係) (A4)

取下げ届

略

2 確認の特例

法第 35 条第 2 項の規定による申出の有
無 有 無
略

様式第 3 号(第 8 条関係) (A4)

取りやめる旨の申出書

略

3 確認の特例

法第 35 条第 2 項の規定による申出の有
無 有 無
略

様式第 5 号(第 10 条関係) (A4)

工事を完了した旨の報告書

略

3 確認の特例

法第 30 条第 2 項の規定による申出の有

無 有 無

略

様式第 7 号(第 11 条関係) (A4)

改善命令書

略

下記の認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく省エネ建築物の新築等について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 33 条の規定により改善に必要な措置をとることを命じます。

なお、この処分について不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 月以内に、松江市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内）に、松江市（訴訟において松江市を代表する者は松江市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

3 確認の特例

法第 35 条第 2 項の規定による申出の有

無 有 無

略

様式第 7 号(第 11 条関係) (A4)

改善命令書

略

下記の認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく省エネ建築物の新築等について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 38 条の規定により改善に必要な措置をとることを命じます。

なお、この処分について不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 月以内に、松江市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内）に、松江市（訴訟において松江市を代表する者は松江市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

略

様式第 8 号(第 12 条関係) (A4)

認定取消通知書

略

(※)は法第 30 条第 4 項において準用する建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 18 条第 3 項の規定により市長が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

様式第 9 号(第 12 条関係) (A4)

認定取消通知書

略

下記の認定建築物エネルギー消費性能向上計画又は基準適合認定建築物については、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 34 条の規定により、当該認定を取り消しましたので、通知します。(これにより、認定は認定当初から無効となります。)

なお、この処分について不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 月以内に、松江市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 月以内(適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内)に、松江市(訴訟において松江市を代表する者は松江市長となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消し

略

様式第 8 号(第 12 条関係) (A4)

認定取消通知書

略

(※)は法第 35 条第 4 項において準用する建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 18 条第 3 項の規定により市長が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

様式第 9 号(第 12 条関係) (A4)

認定取消通知書

略

下記の認定建築物エネルギー消費性能向上計画又は基準適合認定建築物については、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 39 条又は同法第 42 条の規定により、当該認定を取り消しましたので、通知します。(これにより、認定は認定当初から無効となります。)

なお、この処分について不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 月以内に、松江市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 月以内(適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内)に、松江市(訴訟において松江市を代表する者は松江市長となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消し

の訴えを提起することはできなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間
やこの処分があった日の翌日から起算して 1
年を経過した後であっても、審査請求をする
ことや処分の取消しの訴えを提起することが
認められる場合があります。

略

(※)は法第 30 条第 4 項において準用する建
築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 18
条第 3 項の規定により市長が確認済証の交
付を受けた場合に記入されます。

の訴えを提起することはできなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間
やこの処分があった日の翌日から起算して 1
年を経過した後であっても、審査請求をする
ことや処分の取消しの訴えを提起することが
認められる場合があります。

略

(※)は法第 35 条第 4 項において準用する建
築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 18
条第 3 項の規定により市長が確認済証の
交付を受けた場合に記入されます。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。